

第60回（平成30年4月4日）

○的井総務課長 それでは、定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は、手塚委員、大滝委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第60回個人情報保護委員会を開会いたします。

議題1、日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 全項目評価書）の概要説明について、事務局から説明をお願いします。

○福西企画官 説明させていただきます。

番号法等により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、原則として、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられるところです。また、当該特定個人情報ファイルにつきまして、重要な変更を加えようとするときも同様とされているところです。

今回、日本学生支援機構が実施する「独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務」については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要になっているところです。

今般、平成30年3月29日付学支総計第138号にて、日本学生支援機構から当委員会に対し、重要な変更を行うということで、当該事務について全項目評価書が提出されたところです。評価書の内容につきまして、議事運営規程第8条の規定に基づき、日本学生支援機構の職員に出席いただき、概要を説明していただくものです。

○堀部委員長 ただいまの事務局の説明にありましたように、日本学生支援機構の職員に会議に出席いただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 それでは、出席を認めます。

全項目評価書案の概要につきまして、日本学生支援機構から説明をお願いします。

○日本学生支援機構 よろしくお願いたします。

評価書の変更点につきまして、概要を説明させていただきます。

まず、評価書の別紙の1ページを御覧いただきたいと思います。

最初のところに「奨学金貸与及び支給事業の概要」とございますが、この度、返還の必要がない給付奨学金が創設されまして、今年度より本格実施となります。

創設された給付奨学金を含めまして、奨学金に関する業務は、1つ目の○の「奨学生の採用に係る業務」と、2つ目の○の「奨学金の回収に係る業務」に大別されます。

まず「奨学生の採用に係る業務」でございますけれども、貸与奨学金につきましては、大学等への進学前に申し込む「予約採用」と、進学後に申し込む「在学採用」のいずれかによって採用を行っておりますけれども、給付奨学金につきましては進学前の「予約採用」のみとしております。これは、経済的な理由で大学等への進学を断念せざるを得ない高校

生等の進学を、返還の不要な奨学金で後押しするためでございます。

次の「奨学金の回収に係る業務」でございますけれども、奨学金の返還につきましては、毎月定額を返していただく「定額返還方式」に加えまして、この度、前年の所得に応じた額を返していただく「所得連動返還方式」を導入いたしました。

この方式は、所得が少ない時期でも無理なく返還できる方式でございます。平成29年度以降に無利子の貸与奨学生として採用された方がこの方式を選択することができます。

一方で、給付奨学金につきましては、基本的に回収業務は生じませんが、学業成績が著しく不振である場合や、不正な手段で奨学金を受けたことが判明した場合等においては返還を求める場合がございます。

このような給付奨学金や所得連動返還の導入に伴いまして、個人番号を利用する目的・事務を追加したいと考えております。

別紙－２ページの「Ⅱ 特定個人情報の照会・取得」のところに掲げております項目のうち、③～⑤の３点が新たな追加内容でございます。

まず「③適格認定における家計支持者の収入状況の確認（給付奨学金のみ）」でございますけれども、給付奨学金につきましては、年に１回、次の年度に継続を希望する場合には「奨学金継続願」を提出いただいております。当機構ではこれを受けまして、成績や家計の状況等を確認して、給付奨学生としての適格性を確認しております。この適格認定の手續におきまして、家計支持者すなわち父母、又は父母がいない場合は家計を代わりに支えている人の収入状況等について、特定個人情報を取得し、確認するものでございます。

次に「④不正受給金の徴収に係る財産調査（給付奨学金のみ）」でございますけれども、不正な手段により奨学金の支給を受けた不正受給者に対しまして、不正受給金の返還を求めることとしておりますけれども、期限までに返還されない場合には、不正受給者の収入に関する特定個人情報を取得して、差し押さえの可否又は範囲を確認するものでございます。

最後に「⑤所得連動返還方式選択者の割賦額の算定」につきましては、所得連動返還方式を選択された方につきまして、毎年、地方税の関係情報を取得しまして、返還いただく割賦額を算定するものでございます。

続きまして、個人番号の入手方法についても変更点がございますので、説明いたします。別紙－２ページに戻っていただきまして、「Ⅰ 個人番号の収集・登録」を御覧ください。

これまでは、奨学金の申込者や奨学生から、自らの個人番号だけではなくて、「※７」に書いております、家計支持者、連帯保証人等の関係者の個人番号を、学生がその方の代理人となって提出していただく形で整理してございまして、本人確認の措置は当機構で行うこととしてございました。

今回、家計支持者の個人番号につきまして、奨学金申込者や奨学生が、代理人ではなくて個人番号関係事務実施者として本人確認まで行っていただいた上で、当機構に提出いただくこととしたいと考えております。関係者のうち、家計支持者につきましては、全ての

奨学金申込者や奨学生において存在する者でございますので、代理人としてではなくて、関係事務実施者として個人番号を提出いただくこととしたものでございます。

なお、このような取扱いの法的根拠につきましては、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令に規定するべく、文部科学省にて内閣官房と調整の上、準備を進めていただいております。

最後に、リスク対策について説明いたします。

まず、システム関係でございますけれども、別紙－８ページを御覧いただきたいと思っております。

「３．システムの概要説明」にありますけれども、奨学金業務の主なシステムは、「②紐付け用DBシステム」と「③奨学金業務システム」で構成されます。このうち「②紐付け用DBシステム」は、中間サーバー、住基連携用サーバーと接続しまして、機関別符号の取得リクエストですとか、特定個人情報の照会結果の保存等を行うものでございます。

このシステムに接続する端末は、インターネット接続ですとか、個人情報を含むファイルを取り出して保管することなどができないように制御された業務用の専用端末でございまして、さらに、システム制御ができない不正行為等につきましても、これを禁止するルールを定めるとともに、システムを使用する者を限定するなど、厳格に管理しております。

「③奨学金業務システム」については、貸与や支給、回収等の処理に用いるものでございまして、特定個人情報は保有しておりませんが、ほかの個人情報を扱うことから、使用できる者は当該事務を所掌する者に限定して管理をしております。

以上の２つのシステムにつきまして、従来の評価書には「システム間通信によるデータ連携を行う」と記載しておりましたけれども、実際のところ、セキュリティーをさらに確保するために、運用開始当初から接続は行っておりませんで、分離したシステムとしている状況でございますので、今回はその旨を明記いたしております。

次に、特定個人番号の入手に対するリスク対策について説明いたします。

評価書本体の20ページにリスク対策を挙げておりますけれども、このうち「２．特定個人情報の入手」の中で、リスク２とリスク３のところを変更しております。変更の内容につきましては、奨学金の申込者や奨学生が家計支持者の本人確認等を行うことになることに伴う変更でございます。

当機構では、この手続が適切に行われるように、学校の担当者に対して研修会やマニュアル等で十分に周知をして、指導を依頼するとともに、生徒、学生等に対しましても、わかりやすいリーフレットのような形でマニュアル等を配布させていただいたり、あるいは専用ダイヤルで直接相談に応じたりするなど、丁寧に周知を行ってまいりたいと考えております。

当機構では引き続き、貴委員会の御指導を賜りつつ、職員研修や自己点検、内部監査等を推進してまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 説明ありがとうございます。

今回の変更点として、先ほども説明いただいたのですが、奨学金を申し込む際に、審査に必要な家計支持者は扶養者の親が多いと思うのですが、個人番号を提出させるということでございますが、奨学金申込者等につきましては未成年の方も多いため、本当に社会的な理解もまだまだ浅いと思いますので、個人番号の取扱いにつきましては、あらゆる機会を通じて丁寧な周知を行っていただきたいと思いますと考えております。

○日本学生支援機構 お答えいたします。

大きく2つの方向で考えておまして、1つ目は、奨学金を申し込む学生・生徒に日常から接している学校の奨学金の担当者、これには進路指導の先生方ですとか、あるいは事務の担当者があるわけでございますけれども、こちらに対する周知・指導をきちんとやっていきたいと思っております。具体的には、教育委員会等が主催をする教員向けの研修会ですとか、あるいは当機構で自ら開催する説明会において、奨学金申込者等への具体的な指導方法とかその重要性についてしっかりと説明していくことといたしております。

また、学校の担当者の方に向けては専用のホームページを用意しておまして、そちらのほうで学生・生徒への具体的な指導方法を記載したマニュアル等を掲載しておまして、いつでも御確認いただけるようにいたしております。学校の担当者はマイナンバーを直接扱うことは無く、生徒・学生から直接、私どもの指定するところにお送りいただきますけれども、まずは身近で接していく先生方、職員の方に理解をしていただくということです。

また、奨学金をお申し込みいただく学生・生徒さんに対しては、未成年者が多いという御指摘はそのとおりでございます。この未成年者、生徒でもわかるように、マイナンバーの提出に当たって留意すべき点などをまとめたビジュアルなマニュアルとしてリーフレットなどを作成、配布したり、あるいは専用ダイヤルというものを設けておまして、気になる点があれば、直接お電話をいただいて対応できるようにしております。

また、学校でも説明会ですとかホームページなど、あらゆる機会を通じまして、学生・生徒の個人番号に関する取扱いの理解を深めていただけるように、丁寧に周知をしていきたいと考えております。ありがとうございます。

○宮井委員 ありがとうございます。

くれぐれも、学生さんの目線に立って活動をお願いしたいと思います。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 質問なのですが、同じく23ページの「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の「情報保護管理体制の確認」の2ポツ目のところで「契約後は、委託先へ

の立入検査等により、管理体制を確認する」と書いてあるのですが、これはとても重要なことだと思うのです。貴機構では、過去もこういう形をとっていたのか、それとも、今回、きちんとこういうことをやろうということで書かれているのか、御説明いただきたいと思います。

○日本学生支援機構 お答えいたします。

特定個人情報に関する外部委託というのは、平成29年度が初めてでございます。ただ、それ以外にも、私どもは奨学金の業務の実施に当たり、個人情報をデータ化するという業務を外部に委託しております。その場合におきましても、委託の現場におきまして、個人情報が適切に扱われているかどうか、あるいは私どもの業務だけでなく、他の団体、業者のデータ入力等もあわせて同じ場所で行っている場合もございます。そういった場合に、私どもの処理と他の団体、業者の処理が確実にしっかり分けて行われているかといったことは、立入検査というか、委託業務開始前に見に行きまして、問題がないことを確認した上で、委託業務を開始していただきます。

○嶋田委員 ありがとうございます。

本当に現場へ足を運び、直接状況を把握することは大事なことだと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○日本学生支援機構 きちんと委託業者の管理・監督を行ってまいります。ありがとうございます。

○嶋田委員 ありがとうございます。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

私は質問というよりも要望ですが、今日説明いただきましたリスク対策を始めとしまして、これらを確実に実行していただき、常にリスク対策を見直していただきまして、より良い体制整備を進めていただきたいと思います。

また、特定個人情報の取扱いに当たりましては、職員に対して実務に即した教育研修が重要ですので、確実にやっていただくように要望したいと思います。

○日本学生支援機構 承知いたしました。ありがとうございます。

○堀部委員長 質疑応答はここまでとしまして、本評価書については、本日の説明内容を踏まえ、審査を進めていくことにしたいと思います。

本日は、ありがとうございました。退席ください。

次に、議題2、全国健康保険協会（健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務 全項目評価書）の概要説明について、まず、事務局から説明をお願いします。

○福西企画官 番号法等により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、原則として、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられているところでございます。また、当該特定個人情報ファイルにつきまして、重要な変更を加えようとするときも同様ということでございます。

今般、全国健康保険協会が実施します「全国健康保険協会における健康保険の資格適用

及び保険給付に関する事務」につきましては、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられるところをごさいますて、番号法28条第1項の規定に基づきまして、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となっているところです。

今般、平成30年4月3日付協発第180403の1号において、全国健康保険協会から当委員会に対して、重要な変更を行うということで、当該事務について全項目評価書が提出されたところです。評価書の内容につきまして、議事運営規程第8条の規定に基づき、全国健康保険協会の職員に出席いただき、概要を説明していただくものでございます。

以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明にありましたように、全国健康保険協会の職員に会議に出席していただきますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、出席を認めます。

全項目評価書の概要につきまして、全国健康保険協会から説明をお願いします。

○全国健康保険協会 よろしくお願ひいたします。

まず、全国健康保険協会（協会けんぽ）の概要について説明いたします。

協会けんぽは、中小企業等で働く従業員とその家族の約3,800万人が対象となる健康保険制度の運営を行っております。主に任意継続の資格適用、保険給付の審査、特定健診等の保健事業に係る事務を行っております。

なお、任意継続を除く加入者の適用事務は日本年金機構が行っており、処理された取得・喪失等のデータが専用回線にて協会に提供されています。

この度、評価をお願いする経緯から説明いたしますと、協会けんぽの加入者のうち、70歳未満の被保険者については、日本年金機構から個人番号の提供を受けており、被扶養者及び70歳以上の被保険者については、協会けんぽが平成29年1月から加入者の個人番号を氏名、生年月日、性別、住所の基本4情報をもとにJ-LISに個人番号を照会し、収集してまいりました。

その後、平成29年9月に確認したところ、住所等の相違により、その時点で約300万人の未収録者が存在しており、個人番号を活用した情報連携等を行う上で、未収録者の解消を図っていくことが必要であると厚生労働省から要請があったため、この度、事業主に対して個人番号の照会を実施することといたしました。

それでは、この度の評価内容について、事務の流れとリスク対策の変更点を中心に説明します。

主な変更点は2点ございます。1点目は、平成30年2月以前に加入した、個人番号を取得できていない被扶養者及び70歳以上の被保険者の未収集分を事業主から取得する方法でございます。2点目は、平成30年3月以降に加入した被扶養者及び70歳以上の被保険者の未収集分を、日本年金機構から取得する方法でございます。

平成30年2月以前の対応と30年3月以降の対応が異なる理由としましては、事業主が日本年金機構に提出する被保険者資格取得届等の様式が平成30年3月に改正され、個人番号欄が追加されることとなったため、平成30年3月以降の加入者は、日本年金機構を經由して個人番号を取得できるためです。

評価書の8ページ「(別添1)事務の内容」を御覧ください。

まず、変更の1点目について御説明します。平成30年2月以前に加入した対象者の未収集分の事務の流れですが、これまでの評価内容に従って、図中の2-⑥のとおり、氏名、生年月日、性別、住所の基本4情報を基に、J-LISに個人番号を照会しました。

なお、照会の際の住所についてですが、協会けんぽではシステム上、被扶養者の住所は保有しておりませんので、被保険者の住所にて照会いたしました。

図中の中ほどの2-⑦のとおり、個人番号を取得しましたが、住所情報の相違等の理由により取得できなかった、平成30年2月以前に加入した被扶養者及び70歳以上の被保険者が約400万人発生する見込みです。

これらの対象者について、図中の2-⑧のとおり、平成30年6月から平成30年7月にかけて、当該対象者が加入している事業主に対して照会を行い、図中の2-⑧-2のとおり個人番号を取得したいと考えております。

この対応に係る主なリスク対策ですが、30ページの「リスク4：入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク」の「リスクに対する措置の内容」にございます【委託事業者を通じて事業主から入手する場合の措置】を御覧ください。

協会けんぽから、対象者を記載したリストを紙媒体及び電子記録媒体にて事業主宛てに送付し、事業主が特定個人情報を記載したリストを紙媒体及び電子記録媒体にて提出する場合は、同封の返信用封筒を使い、特定記録郵便にて協会の私書箱に送付します。なお、仮に支部窓口へ提出があった場合は、支部窓口から特定記録郵便にて協会の私書箱に送付します。

協会の私書箱へ送付されたリストを、外部委託業者は協会の私書箱より受領し、施錠できる有蓋車にて運搬します。また、電子記録媒体はあらかじめ暗号化しており、パスワードを別途通知することと併せて、パスワードの変更・削除をしないように通知します。

外部委託事業者にて収録用のデータを作成後、外部委託事業者から協会に対して提出する紙媒体及び電子記録媒体は、施錠できる有蓋車にて運搬することとし、受け渡しの際は、件数等を記載した受取書を交わします。なお、電子記録媒体は暗号化し、パスワードを別途通知します。

入手した電子記録媒体等は、媒体管理簿に記載し、施錠可能な保管庫等に厳重に保管します。なお、保管の必要がない使用済みの電子記録媒体等は、シュレッダー等にて粉碎し、破棄します。

また、電子記録媒体等で入手した特定個人情報は、インターネットから分離された個人番号管理システム専用端末を通じて、個人番号管理システムに登録します。

次に、2点目について説明します。8ページにお戻りください。

平成30年3月以降に加入した対象者の未収集分の事務の流れについてですが、まず図中の2-⑥のとおり、氏名、生年月日、性別、住所の基本4情報を基に、J-LISに個人番号を照会します。

なお、照会の際の住所についてですが、協会けんぽではシステム上、被扶養者の住所を保有しておりませんので、被保険者の住所にて照会いたします。

図中の2-⑦のとおり、個人番号を取得しますが、住所情報の相違等の理由により取得できなかった、被扶養者及び70歳以上の被保険者である対象者について、図中の2-⑧-3のとおり、対象者の個人番号の照会を日本年金機構へ行い、右上の2-⑧-4のとおり個人番号を取得します。

こちらの対応は、協会けんぽのシステム改修等の都合により、平成30年10月以降に対応可能となる予定です。なお、過去の新規加入数の実績値から、当該対象者数の想定は平成30年3月は約5万人、4月は約10万人、5月は約6万人、6月から平成31年3月までは毎月平均5万人と想定しております。

この対応に係る主なリスク対策についてですが、30ページの「リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」の「リスクに対する措置の内容」にございます【日本年金機構から入手する場合の措置】をご覧ください。

協会けんぽで、対象者を電子記録媒体に記録して、日本年金機構に提供し、日本年金機構において、当該対象者の個人番号を記載した電子記録媒体を協会けんぽに提供していただく流れとなります。

日本年金機構から電子記録媒体で入手した特定個人情報は、協会けんぽがインターネットから分離された個人番号管理システム専用端末を通じて、個人番号管理システムに登録します。

入手した電子記録媒体は、媒体管理簿に記載し、施錠可能な保管庫等に厳重に保管します。なお、保管の必要がない使用済みの電子記録媒体は、シュレッダー等で粉碎し、破棄します。

また、協会と日本年金機構との間でやりとりを行う電子記録媒体は、日本年金機構職員及び協会職員が、施錠した搬送容器にて複数名で運搬を行い、受け渡しの際には受取書を取り交わします。なお、電子記録媒体は暗号化し、パスワードを別途通知します。

以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 説明ありがとうございます。

私からは外部委託に関するリスク対策についてお伺いします。

先ほども説明いただいておりますけれども、今回、特定個人情報を記載したデータの作成等を外部業者に委託することとしていますが、データの作成に際して委託業者が個人番号

を取り扱う際のリスク対策や、委託事業者から個人番号を含む電子記録媒体を入手する際の具体的なリスク対策について、これらが確実に実行されるよう、委託先にどのような指導や監督を行っているかを説明いただきたいと思います。

○全国健康保険協会 説明させていただきます。

まず、委託事業者のデータ作成に関するリスク対策についてでございますが、委託事業者が特定個人情報を取り扱う端末は、作業後、特定個人情報を保存せず、速やかに消去することといたします。また、取扱範囲やアクセス権限などを明確にした担当者名簿を提出させて、厳格にやりたいと思っております。

また、委託事業者から個人番号を含む電子記録媒体を入手する際のリスク対策についてですが、委託事業者から協会に対して提出する電子記録媒体は、施錠できる有蓋車にて運搬することとします。受け渡しの際には、件数等を記載した受取書をきっちり取り交わします。

委託事業者から提供される電子記録媒体に保存された特定個人情報は、協会においてインターネットから分離された個人番号管理システム専用端末を通じて個人番号管理システムに登録することといたしたいと思っております。

以上でございます。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

私からは質問というよりも要望ですが、説明いただきました内容を始めとするリスク対策については、確実に実行していただくとともに、リスク対策も常に見直しをしていただきまして、より良い体制でリスク対策に当たっていただきたいと思います。

また、特定個人情報の取扱いは職員個人が行うこととなりますので、職員に対して実務に即した教育研修を確実に実行していただくことが重要であると考えますので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

○全国健康保険協会 しっかりやりたいと思えます。

○堀部委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見がありませんので、質疑応答はここまでといたしまして、本評価書については、本日の説明内容を踏まえまして、審査を進めていくことにしたいと思います。

本日はありがとうございました。

○全国健康保険協会 ありがとうございました。

○堀部委員長 本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、本日の会議は閉会といたします。

事務局から、今後の予定について説明をお願いします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、4月12日木曜日の10時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取扱いをさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。